

専門医認定・育成委  
員会細則

(平成20年10月13日制定、平成21年6月1日改定、平成21年8月1日改定、平成22年3月1日改定、平成23年3月1日改定、平成23年11月4日改定、平成24年5月28日改定、平成24年10月20日改定、平成25年10月9日改定、平成28年11月6日改定、平成30年1月21日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の専門医認定・育成委員会（以下「本委員会」という）の運営及び構成に関して必要な事項を定める。

(委員会の構成と職務)

第2条 専門医認定・育成委員会（以下、「本委員会」という）は専門医、暫定指導医、認定医及び認定研修施設の審議・認定に要する諸制度を定めるために設置し、以下のWPGで構成される。

- (1) 専門医審査WPG
- (2) 専門医認定試験作成WPG
- (3) 暫定指導医審査WPG
- (4) 認定研修施設審査WPG
- (5) 専門医更新WPG
- (6) 認定医審査WPG
- (7) 認定医認定試験作成WPG
- (8) 認定医更新WPG

(委託)

第3条 理事会は、本委員会委員長（以下、「委員長」という）を選任し、理事長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(各WPGの職務)

第4条 本委員会は、委員長、専門医審査WPG 員長、専門医認定試験作成WPG 員長、暫定指導医審査WPG 員長、認定研修施設審査WPG 員長、と若干名の委員によって構成される。委員長は、委員を推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

- (1) 専門医審査WPG：専門医審査WPG 員長と専門医審査WPG 員は、専門医審査WPG を組織し、専門医の受験資格、専門医審査業務及び資格更新審査業務を行う。
- (2) 専門医認定試験作成WPG：専門医認定試験作成WPG 員長と専門医認定試験作成WPG 員は、専門医認定試験作成WPG を組織し、専門医認定試験のための業務を行う。
- (3) 暫定指導医審査WPG：暫定指導医審査WPG 員長と暫定指導医審査WPG 員は、暫定指導医審査WPG を組織し、暫定指導医管理業務のための業務を行う。
- (4) 認定研修施設審査WPG：認定研修施設審査WPG 員長と認定研修施設審査WPG 員は、認定研修施設審査WPG を組織し、認定研修施設の審査業務及び資格更新審査、暫定指導医活動報告管理業務を行う。
- (5) 専門医更新WPG：専門医更新WPG 員長と専門医更新WPG 員は、専門医更新WPG を組織し、専門医更新試験作成および審査業務を行う。
- (6) 認定医審査WPG：認定医審査WPG 員長と認定医審査WPG 員は、認定医審査WPG を組織し、認定医の受験資格、認定医審査業務及び資格更新審査業務を行う。
- (7) 認定医認定試験作成WPG：認定医認定試験作成WPG 員長と認定医認定試験作成WPG 員は、認定医認定試験作成WPG を組織し、認定医認定試験のための業務を行う。
- (8) 認定医更新WPG：認定医更新WPG 員長と認定医更新WPG 員は、認定医更新WPG を組織し、認定医更新試験作成および審査業務を行う。

第5条 委員長は、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。本委員長は本委員会を招集する。ただし、委員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第6条 本委員会は、専門医審査WPG、専門医認定試験作成WPG、暫定指導医審査WPG、認定研修施設審査WPG、認定医審査WPG、認定医認定試験作成WPGを管掌し、より高度な緩和医療に精通する医師を育成するための諸事項を審議検討する。

第7条 本委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる。

第8条 本委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは、委員長が決するものとする。

第9条 委員長ならびに委員の任期は、2年とし、再任・兼任を妨げない。

(細則の変更)

第10条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。